

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 7 日

北海道 介護予防施策主管部（局）御中

厚生労働省老健局老人保健課

平成 30 年北海道胆振東部地震による避難生活に伴う
心身の機能の低下の予防について

平成 30 年北海道胆振東部地震による避難生活に伴い、被災した高齢者等の方々に、生活の不活発化を原因とする心身の機能の低下（いわゆる「生活不活発病」）の発症が危惧されています。

生活不活発病を予防するためには、避難生活においても生活を活発にすることが重要であり、生活不活発病の予防のための活動にあたっての資料を添付のとおり送付いたしますので、この趣旨を踏まえ、保健師等による避難所等での保健指導、介護予防や生活支援等にご活用くださいますようお願いいたします。

また、生活不活発病を予防するための取組については、地域支援事業の一般介護予防事業として実施することが可能であることを申し添えます。

なお、予防活動の実施にあたっては、高齢者の状態等を十分に勘案し、各被災地及び避難所の状況を踏まえ、地域における医師会等の協力を得て、かかりつけ医との連携に配慮して実施していただきますようお願いいたします。

記

- 1 生活不活発病予防（避難所用）
- 2 生活不活発病予防（災害地域生活者用）
- 3 生活不活発病チェックリスト
- 4 生活機能低下予防マニュアル～生活不活発病を防ぐ～

【本件照会先】

厚生労働省老健局老人保健課

担当：坂野、瀧永

TEL:03-5253-1111（内線 3946）